

2005 年 7 月 5 日にまとめられた『臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子(案)』は、さまざまな調整検討を経て「臨床心理職の国家資格化を通じ、国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会」と「医療心理師国家資格推進議員連盟」の両議連が合同で公表したものでしたが、関連団体間の調整に困難があり、これは国会に上程されるには至らず、留保状態となっておりました。しかし社会のさまざまな必要性から国資格化の必要性は関連諸団体等の意見でもあり、この間さらなる調整が継続されてきました。

その後、一般社団法人日本臨床心理士会は、前述の「臨床心理士及び医療心理師法案要綱骨子(案)」をベースとして、二つの資格を統合した一資格の国家資格化を目指しております。

2009 年 11 月 3 日に開催された当会第 2 回代議員会で、以下の考え方を代議員 76 名中、賛成 63、反対 4、保留 9 をもって決議しました。

国資格に対する当会の考え方

1. 資格の名称：
臨床領域の心理職であることがわかる公共性のある名称。
2. 資格の性格：
各領域において汎用性のある資格。
3. 医療提供施設においては医師の指示を受ける。
4. 業務の内容：
心理的な問題を有する者とその関係者に対する心理アセスメント・心理相談・心理療法・心理臨床的援助を行なう。
の内容に加え、国民の心理的健康の保持及び増進を目的とした予防並びに教育に関する業務を含む。
5. 受験資格：
学部で心理学を修めて卒業し、大学院修士課程・専門職学位課程で臨床心理学等を修了した者を基本とする。
学部で心理学を修めて卒業し、保健医療、福祉、教育、司法矯正、産業その他の機関で、臨床心理職の有資格者の指導の下での実務経験が数年以上ある者も受験できる。
6. 更新制のある資格とする。
7. 経過措置として臨床心理士資格保持者は受験できるものとする。